

埼玉県社会人サッカー連盟 ユニフォーム規程

ユニフォームは（公財）日本サッカー協会の規程による。

但し、埼玉県社会人サッカー連盟の主催する試合については、以下の項目について規程を定める。

- (1) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は、正の他に副として、正と色彩（濃淡）が異なり判別しやすいユニフォーム色彩をエントリーすること。
- (2) 黒色の使用については、ユニフォームのシャツは不可とする。また、ショーツ・ソックスについては、フィールド及びゴールキーパーも含んだいずれか1箇所のみの使用を可とする。
- (3) 原則、シャツの紺色は望ましくない。紺色の場合は、審判団に黒以外の審判服を該当チームが準備すること。ゴールキーパーについても同様とする。
- (4) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は、フィールドの選手全員が同色・同柄のユニフォームを着用すること。半袖と長袖を着用する場合は、長袖の袖の部分は半袖と同色・同柄でなければならない。但し、ソックスにおけるメーカーのロゴの相違及び有無は問わない。
- (5) 背番号は登録した番号のみで出場でき、正・副ともに同一とすること。
- (6) 当て布で番号を変更する場合は、同色の当て布で背番号の色も同色とし、周囲をすべて縫いつけたもののみ認める。
- (7) アンダーシャツを着用する場合、着用する競技者全員が同色でなければならない。また、チーム内で半袖と長袖の両方を着用する場合、半袖でアンダーシャツを着用する時は、長袖と同色でなければならない。（同系色は認めない。）なお、ゴールキーパーについてはこの限りでない。
- (8) アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。またはタイツを着用する場合は、着用する競技者全員が同色でなければならない。（同系色は認めない。）なお、ゴールキーパーについてはこの限りでない。
- (9) スリーブストッキング(カーフソックス)を履く場合は、ソックスは同色でなければならない。
- (10) ソックスにテープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、着用する部分のソックスの色と同じものでなければならない。
- (11) 2人目のゴールキーパーがいない場合、「フィールドプレイヤー」が不測の事態（1人目のゴールキーパーがレッドカードによる退場か負傷による退場により、試合を続けることができなくなった場合）によりゴールキーパーをすることについて、必ずマッチミーティングで確認すること。
 - ① 出場しているゴールキーパーの「ユニフォーム」を着用する。
 - ② サブのフィールドユニフォームが被らない場合は、サブのフィールドユニフォームを着用する。
- (12) ゴールキーパーのパンツの長いものは認める。但し、ソックスはパンツの外から上げること。
- (13) 広告の表示をしている場合は、ユニフォーム広告掲示申請書を提示すること。
- (14) この規程は埼玉県社会人サッカー連盟主催の大会に適用する。また、他の大会に出場する場合はその大会の規程に従うこと。
- (15) なお、この規程に定めのない事項は、埼玉県社会人サッカー連盟で協議し決定する。

附 則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。